

## 資料編

## ○令和4年度 枚方市「いのち支える行動計画に関する意識調査」調査票及び調査結果

## ～アンケート調査票～

(単位：%)

【問1】 あなたの性別について、あてはまるものに○をつけてください。  
 ※性別を選択したくない場合は、回答いただくなくても調査に支障はありません。

(41.0)	男性	(56.4)	女性
(0.0)	男性・女性では答えられない	(1.6)	答えない

【問2】 あなたの年齢について、あてはまるものに○をつけてください。

(1.0)	18～19歳	(3.2)	20～24歳	(3.1)	25～29歳
(4.5)	30～34歳	(5.4)	35～39歳	(6.6)	40～44歳
(8.1)	45～49歳	(9.5)	50～54歳	(8.5)	55～59歳
(8.6)	60～64歳	(9.2)	65～69歳	(11.8)	70～74歳
(9.8)	75～79歳	(10.2)	80歳以上		

【問3】 あなたの職業について、あてはまるものに○をつけてください。

(8.8)	勤めている (常勤：管理職・会社副体等の役員)
(23.2)	勤めている (常勤：上記以外)
(17.2)	勤めている (派遣・パート・アルバイト)
(2.9)	自営業 (事業経営・個人商店など)
(2.0)	自由業 (個人で、自分の専門的知識や技術を生かした職業に従事)
(10.9)	家事・育児・介護など
(2.6)	学生
(1.4)	無職 (求職中)
(4.6)	無職 (仕事をしたいが、現在は求職していない)
(18.0)	無職 (仕事をしたいと思っていない)
(6.4)	その他 ( )

【問4】 現在、あなたと一緒に住んでいる方 (家族など) はいらっしゃいますか。

(85.3)	現在あり	(14.0)	現在なし
--------	------	--------	------

枚方市「いのち支える行動計画に関する意識調査」  
～自給対策計画 (第2期) 策定にあたって～

アンケート調査ご協力のお願い

枚方市 ひこぼしくん

市民の皆さまには、日頃から市政に関するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本市では、国の自給対策基本法に基づき、自給対策大綱や地域の実情を勘案して平成31年3月に「枚方市いのち支える行動計画 (自給対策計画)」を策定しました。

本計画は、誰も自給に追い込まれることなく、安心して生きることができるよう、社会全体で生きることの包括的支援を行い、市民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らせる「ひらかた」を目指すことを基本理念にしています。

今回のアンケート調査は、この取り組みの一環として実施するものであり、ご記入いただいた内容については、次報計画の策定および評価、今後の自給対策のための資料とするもので、それ以外の目的で使用することはありません。

なお、今回のアンケート調査は、本市在住の18歳以上の方の中から、無作為に4,000人を抽出させていただきました。ご協力くださいますようお願いいたします。

令和4年9月

枚方市長 伏見 隆

## ～ご記入にあたってのお願い～

- ・ご回答いただいた内容は、統計的に集計分析するために使用し、目的以外に使用することはありません。調査票、返信用封筒にお名前を記入しないでください。
- ・あて名のご本人が答えください。なお、ご本人が病氣・長期不在などでご記入できない場合は、その旨を下記の問い合わせ先にご連絡いただくか、そのまま調査票をご返送 (投函) ください。
- ・回答は質問ごとに、ご自身の考えに近い項目の番号に○をつけてください。複数回答の場合もあります。「その他 ( )」を選択された場合は、可能な範囲で具体的に記入ください。
- ・記入された調査票は、同封の返信用封筒 (切手不要) で令和4年10月31日(月)までにご投函ください。右記QRコードからWEB回答もできます。
- ・調査の集計に関しては、個人を特定できないようにした上で (株) サーベイリサーチセンターに委託しています。



あなたの回答番号は

です。

問い合わせ先：枚方市 健康福祉部 健康所 保健医療課  
 電話：072-807-7623 (直通) FAX：072-845-0685

【問5】我が国の自殺者数は令和元年まで10年連続で減少していましたが、令和2年には11年ぶりの増加となり、約2万1,000人の方が亡くなってしまいました。あなたは、毎年、このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていましたか。

(55.8) 知っていた (43.2) 知らなかった

【問6】あなたは、自殺対策に関する以下の事例について知っていましたか。次の設問1)から9)について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

設 問	内容を知っていた	内容は知らなかったが、二乗	知らなかった
1) ところの健康相談ダイヤル	(8.2)	(57.5)	(32.9)
2) ひらかた いのちのホットライン	(6.3)	(47.6)	(44.9)
3) ゲートキーパー (自殺のサインに気づき、適切な支援をとる人)	(2.3)	(8.7)	(81.1)
4) ところの体温計 (モバイルによるメンタルヘルスチェック)	(1.3)	(5.4)	(91.0)
5) 戸別遺族のつどい	(3.0)	(21.5)	(73.9)
6) 自殺予防訪問 (毎年9月10日～16日)	(2.8)	(19.8)	(75.8)
7) 自殺対策強化月間 (毎年3月)	(1.8)	(13.3)	(83.2)
8) 自殺対策基本法	(1.3)	(17.4)	(79.6)
9) 「秋万市のちを支える行動計画」	(0.5)	(11.1)	(86.9)

【問7】あなたは、『自殺』という言葉を知っていましたか。

(71.1) 知っていた (28.4) 知らなかった

◇ 「自殺」「自死」に関する表現について  
秋万市における「自殺」「自死」に関する表現については、以下のような方針を定めています。

わが国では、年間自殺者数が平成10年以降、14年連続で3万人を超え、最近では減少傾向にあるものの、依然高い水準で推移しています。本市においても、これまで毎年50人を超える方が自殺によって亡くなっています。

近年、「自殺」の表現を「自死」に置き換えることは、という議論があり、その背景に家族などを失い深く傷ついている多くの遺族の存在があります。

一方で、「自死」の表現を巡っては、過酷な現実がオブラートに包まれる印象があり、死へのハードルが下ががることも懸念される等、様々な意見があります。

そこで、本市では、「自殺」「自死」に関する表現について、以下の方針を基本とし、本市が実施する事業や作成文書等において、遺族の方や関係者の気持ちに配慮しながら、適切な表現に努めます。

◇ 方針

- 遺族や遺児に関する表現を行う場合には、心情に配慮し、遺族や遺児に向けた文章等に「自死」を使用する。
- 自殺対策基本法等の法律で「自殺」という表現を使用しており、行為を表現するときは「自殺」を使用する。

なお、「自殺」「自死」の表現の使い分けにあたり、NPO法人全国自死遺族総合支援センターが作成している『「自死・自殺」の表現に関するガイドライン』を参考にしながら適切な表現に努めます。

【問8】自殺対策は自分自身に関わる問題だと思えますか。

- (15.0) そう思う (21.7) どちらかといえばそう思う
- (18.3) どちらかといえばそう思わない (24.2) そう思わない
- (19.3) わからない

【問9】あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたとき、誰かに相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じますか。

- (12.3) 感じる (24.8) どちらかといえば感じる
- (28.9) どちらかといえば感じない (24.5) 感じない
- (8.6) わからない

問9で「1. 感じる」、「2. どちらかといえば感じる」と答えた方にお聞きします。  
【問9-1】誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由について、あてはまるものを全てに○をつけてください。

- (41.3) 家族や近き身近な人には、相談しにくい（できない）（できない）（できない）（できない）（できない）
- (29.0) 病院や支援機関等（行政の相談窓口、保健所など）の専門家に相談しにくい（できない）（できない）（できない）（できない）（できない）
- (13.0) 思っているが、相談するハードルが高いと感じるから
- (8.1) 過去に非常や支援機関等に相談したが、解決しなかった（嫌な思いをした）から
- (38.4) 自分の悩みを解決できるところはないと思っているから
- (13.0) その他（ ）

【問10】あなたの周囲の人たちとの関係について、お聞きします。

あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人は、あなたの周囲にいますか。

- (49.4) そう思う (32.1) どちらかといえばそう思う
- (5.6) どちらかといえばそう思わない (4.8) そう思わない
- (7.7) わからない

【問11～問17】は、自殺うつについてお聞きします。  
回答にご負担を感じると思われる方は【問11～問17】に回答しないで、10ページの【問18】から回答してください。

【問11】あなたは、自殺についてどのように思っていますか。次の設問1）から6）について、それぞれあてはまる語句に○をつけてください。

設 問	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえば思わない	わからない
1) 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである	(17.5)	(22.5)	(12.3)	(26.3)
2) 自殺せずに生きていければ良いことがある	(37.1)	(34.4)	(6.5)	(3.6)
3) 自殺する人は、生前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている	(36.8)	(27.4)	(5.4)	(5.9)
4) 責任を取って自殺することは仕方がない	(2.7)	(5.2)	(9.7)	(65.2)
5) 自殺する人はつらい気持ちを背負っている	(82.0)	(20.4)	(1.5)	(1.7)
6) 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である	(26.1)	(35.1)	(8.8)	(7.4)

【問12】あなたは、これまでの人生のなかで、自ら命を絶ちたいと考えたことがありますか。

- (26.8) 考えたことがある (68.6) 考えたことがない ⇒ 【問13】へ

問12で「1. 考えたことがある」と答えた方にお聞きします。

【問12-1】最近1年以内に、自ら命を絶ちたいと考えたことがありますか。

- (29.0) 考えたことがある (69.9) 考えたことがない ⇒ 【問13】へ

問12-1で「1. 考えたことがある」と答えた方にお聞きします。

【問12-2】そのように考えた理由は何か。あてはまるものを全てに○をつけてください。

- (44.5) 家庭問題 (26.4) 健康問題 (34.5) 経済・生活問題
- (29.1) 勤務問題 (6.4) 交際問題 (4.5) 学校問題
- (40.9) 人間関係 (14.5) その他（ ）

問12-1で「1. 考えたことがある」と答えた方にお聞きします。  
 【問12-3】 そのように考えたとき、どのようにして対処しましたか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- (32.7) 家族や友人、職場の同僚など、身近な人に悩みを聞いてもらった
- (12.7) 医師やカウンセラーなど、この人の健康に關する専門家に相談した
- (5.5) 弁護士や司法書士、公的機関の相談員など、悩みの原因となる分野の専門家に相談した
- (30.0) できるだけ休養を取るようにした
- (42.7) 趣味や仕事など、他のことで気を紛らわせるように努めた
- (15.5) その他 ( )
- (17.3) 何もなかった
- (3.6) 問題が解決した

【問13】 あなたの周りで、これまでに自ら命を絶った方や命を絶とうとした方はいらっしゃいましたか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- (27.8) 命を絶った方がいた (8.0) 命を絶とうとした (58.3) どちらでもないなかった



問13で「1. 命を絶った方がいた」と答えた方にお聞きします。  
 【問13-1】 命を絶った方とあなたはどのような関係でしたか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- (4.9) 同居の親族 (家族) (22.2) 別居の親族 (家族) (0.7) 恋人
- (18.3) 友人 (38.1) 学校、職場や仕事関係の知人
- (24.9) その他 ( )

問13で「1. 命を絶った方がいた」と答えた方にお聞きします。  
 【問13-2】 身近な方を亡くしたとき、あなたは公的な相談機関や民間団体の支援を利用しましたか。利用した支援にあてはまるもの全てに○をつけてください。

- (2.2) 医師やカウンセラーなどこの人の健康に關する専門家への相談
- (0.2) 「この人の健康相談室・ダイヤル」などの電話やSNSの相談
- (0.5) 遺族会などの団体が開催する自死遺族の集まり (分ち合わない会)
- (0.2) 損害賠償請求などの法律問題に關する専門家への相談
- (0.0) 報道等によるプライバシー侵害や誹謗中傷などの人権侵害に対応する専門機関への相談
- (5.1) その他 ( )
- (90.0) 特に何も利用していない

問13-2の質問で「7. 特に何も利用していない」と答えた方にお聞きします。  
 【問13-3】 もしそのとき知っていたら利用したかった支援内容について、あてはまるもの全てに○をつけてください。(当時、支援を必要としなかった方は、特に支援を必要としていなかった) を回答ください)

- (11.1) 医師やカウンセラーなどのこの人の健康に關する専門家への相談
- (6.3) 「この人の健康相談室・ダイヤル」などの電話やSNSの相談
- (1.1) 遺族会などの団体が開催する自死遺族の集まり (分ち合わない会)
- (2.2) 損害賠償請求などの法律問題に關する専門家への相談
- (0.3) 報道等によるプライバシー侵害や誹謗中傷などの人権侵害に關する専門機関への相談
- (74.2) 特に支援を必要としていなかった
- (10.6) その他 ( )

【問14】 あなたは、これまでに自ら命を絶とうとした経験がありますか。

- (6.7) 経験がある (83.6) 経験がない (4.0) 考えたくない

【問15】 あなたは、もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- (1.6) 相談に乗らない、もしくは、話題を変える
- (25.7) 「死んでもいいけど」と返す
- (8.2) 「つまらないうことを考えるな」と忠告する
- (19.7) 「がんばって生きよう」と励ます
- (39.8) 「死にたいぐらい辛いんだね」と共感を示す
- (29.9) 医師などの専門家に相談した方が良い」と提案する
- (55.3) ひたすら耳を傾けて聞く
- (4.9) その他 ( )
- (7.8) わからない

問16～問17 にご回答いただく前に、以下をお読みください。

以下に挙げた症状を「うつ病のサイン」といいます。  
このような症状が2週間以上続く場合、うつ病の可能性があります。

「うつ病のサイン」

- 自分で感じる症状  
気分が沈む、悲しい、イライラする、集中力がない、好きなこともやめたい、大事なことを先送りする、物事を悪いほうへ考える、決断ができない、自分を責める、死にたくなる
- 周りから見てわかる症状  
表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、着衣がだらけ、寝れやすい、性欲がない、頭痛、動悸、胃の不快感、めまい
- 身体に出る症状  
眠れない、食欲がない、便秘がち、身体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛、動悸、胃の不快感、めまい

【問16】 もし仮に、あなたが家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口へ相談することを勧めますか。

- (71.1) 勧める (4.3) 勧めない (19.2) わからない

問16で「2. 勧めない」と答えた方に質問します。

【問16-1】 医療機関などの専門の相談窓口へ相談することを勧めないのはなぜですか。以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

- (99.7) 勧めることで嫌な思いをさせてしまうと思うから
- (4.3) 金銭的な負担を強いてしまうから
- (31.7) どの相談機関の利用を勧めたらよいか分からないから
- (6.3) 通常は自分が利用して嫌な思いをしたことがあるから
- (47.6) 根本的な問題の解決にはならないと思うから
- (7.9) 治療をしなくても、ほとんどのうつ病は自然に治ると思うから
- (23.8) その他 ( )

【問17】 もし仮に、自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、あなたは以下の専門の相談窓口のうち、どれを利用したいと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- (24.7) かかりつけの医療機関（精神科や心療内科などを除く）
- (62.8) 精神科や心療内科などの医療機関 (11.5) 保健所など公的機関の相談窓口
- (12.3) いのちの電話など民間機関の相談窓口 (2.9) その他 ( )
- (14.4) 何も利用しない

問17で「6. 何も利用しない」と答えた方にお聞きします。  
【問17-1】 その理由は何か。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- (15.6) お金がかかることは避けたいから
- (30.3) 精神的な負担を話すことに抵抗があるから
- (10.9) 時間の都合がつかないから
- (34.6) どれを利用したらよいか分からないから
- (4.7) 過去に利用して嫌な思いをしたことがあるから
- (52.1) 根本的な問題の解決にはならないから
- (6.6) うつ病は特別な人がかかる病気なので、自分には関係ないと思うから
- (10.9) 治療しなくても、ほとんどのうつ病は自然に治ると思うから
- (17.5) その他 ( )

<メディア（新聞・テレビ・ラジオなどの情報媒体）について>

【問18】 メディアの接触頻度について質問します。

(1) あなたは普段、仕事や学業以外で、新聞などのくらし見ますか。

- (43.3) ほぼ毎日 (8.8) 週に1～2日程度
- (4.9) 週に3～5日程度 (42.2) まったく見ない

(2) あなたは普段、仕事や学業以外で、テレビをどのくらい見ますか。

- (83.0) ほぼ毎日 (5.7) 週に1～3日程度
- (5.5) 週に3～5日程度 (5.2) まったく見ない

(3) あなたは普段、仕事や学業以外で、ラジオをどのくらい聞きますか。

- (12.5) ほぼ毎日 (15.3) 週に1～2日程度
- (5.3) 週に3～5日程度 (66.0) まったく聞かない

(4) あなたは普段、仕事や学業以外で、インターネットをどのくらい利用しますか。  
(SNS（LINE、Facebook、Twitterなど）は除いてお答えください。)

- (60.5) ほぼ毎日 (7.8) 週に1～2日程度
- (6.6) 週に3～5日程度 (24.4) まったく利用しない

(5) あなたは普段、仕事や学業以外で、SNS（LINE、Facebook、Twitter など）をどのくらい利用しますか。

- (60.2) ほぼ毎日 (8.1) 週に1～2日程度
- (6.1) 週に3～5日程度 (24.8) まったく利用しない

【問19】 自線を取った報道について質問します。

1) あなたは、自線を取ったどのような報道に関心がありますか、あてはまるもの全てに○をつけてください

(29.0)	著名人の自線に関する報道
(29.0)	一般の人も含めたあらゆる自線に関する報道
(44.7)	自線の背景や自線が所属する報道
(15.0)	自線の手続きや場面にに関する報道
(25.3)	自線により事故や公共交通の遅れなどが目立ったことに関する報道
(3.5)	その他 ( )
(3.5)	関心がない

2) あなたは、自線を取った報道についてどのように感じますか、あてはまるもの全てに○をつけてください。

(44.5)	なんとなく気分が落ち込んだ
(20.1)	自線が自線などの具体的な内容の報道は見たくないと感じた
(54.3)	自線の取組を探るために遺族などにしつこく取材しているのが不快に感じた
(15.4)	人で押え込まれずに難かに作業しようと思つた
(23.8)	自線が身近な課題であると感じた
(27.7)	自線報道を受けて自線する人が抱えるのではないかと不安に感じた
(1.1)	自分も、他にたいという気持ちも強く感じた
(7.9)	自線が自線や自線などをもっと知りたいと思つた
(6.1)	他に何も感じなかった

【問20】 インターネット上には、自線に関連する様々なサイトがあります。あなたは、自線に関連する様々なサイトを積極的に身たことがありますか。以下の中で身たことがあるもの全てに○をつけてください。

(2.6)	自線が自線情報を提供するサイト
(1.6)	他にたい気持ちを含めた者が自線を共有するための掲示板
(1.4)	自線が自線に関連した動画
(1.1)	一緒に自線する者を募ったり、自線の手続きを教えたりする、いわゆる「自線サイト」
(0.8)	その他 ( )
(30.5)	元たことがない

問20で「1～5」のいずれかを答えた方にお聞きします。

【問20-1】 あなたは、どのようなきっかけで【問20】で答えられたサイトを開いてみましたか、以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

(9.2)	新聞・雑誌記事を見て	(27.6)	テレビ番組を見て
(3.4)	ラジオ番組を聞いて	(35.6)	ネット記事を見て
(11.5)	他のウェブサイトのリンクやメールアドレスから	(5.7)	友人・知人から聞いて
(21.8)	SNS (LINE, Facebook, Twitter など) から		
(10.3)	その他 ( )		
(11.5)	特にきっかけはない		

＜新型コロナウイルス感染症について＞

【問21】 新型コロナウイルス感染症流行以降、あなたの心情や考えに変化がありましたか。コロナ流行から回答時点までのあなたの気持ちについて、以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

(32.4)	不安を強く感じるようになった
(19.3)	家族以外の人のつながりが少なくなり、孤独を感じた
(5.2)	家族関係の悪化や家族との考え方の違いに悩まされるようになった
(37.8)	感情を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた
(25.1)	家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した
(11.2)	在宅勤務や時差出勤の機会が増え、日分や家族の働き方について考えるようになった
(17.7)	みんなもつらくて不安なんだと思ひ、つらい気持ちが少し軽くなった
(5.4)	その他 ( )
(21.5)	特に変化はなかった

【問22】 新型コロナウイルス感染症流行以降、あなたの家族や友人・知人など、身近な人の心情や考えに変化があったと感じますか。以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

(29.6)	不安を強く感じるようになったようだ
(17.0)	家族以外の人のつながりが少なくなり、孤独を感じたようだ
(5.7)	家族関係の悪化や家族との考え方の違いに悩まされるようになったようだ
(37.8)	感情を過剰に意識するようになり、ストレスを感じたようだ
(17.4)	家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識したようだ
(13.5)	在宅勤務や時差出勤の機会が増え、自分や家族の働き方について考えるようになったようだ
(13.5)	みんなもつらくて不安なんだと思ひ、つらい気持ちが少し軽くなったようだ
(3.5)	その他 ( )
(23.4)	特に変化はなかったようだ

【問23】コロナ禍における身近な人の心情や考えの変化に対し、具体的な行動を起こしましたが、以下の中であてはまるものを全てに○をつけてください。

- (14. 9) 精神的に声をかけたり、連絡をしたりと悩みを聞くように努めた  
 (22. 2) 家族でコミュニケーションをとる機会を多く持つようにした  
 (8. 7) 不安を感じたり、悩んだりしていると思われる人に「気になるな」「頑張ろう」などと励ました  
 (15. 6) 有効な感染予防策を調べ、アドバイスをした  
 (3. 7) その他 ( )  
 (11. 7) 声をかけたが長いが分からなかったで、何もできなかった  
 (38. 7) 特に何もなかった

【問24】コロナ禍での心情や考えの変化に伴い、どのような支援や対策が必要だと思いますか。以下の中であてはまるものを全てに○をつけてください。

- (45. 1) 親や叔母と声をお互いあついても相談できる相談体制の強化  
 (19. 9) 家族と距離を置くような中絶、声援  
 (50. 9) 感染対策やワクチン、各種給付金制度や相談窓口などの情報提供  
 (18. 2) 在宅勤務の推進の強化  
 (44. 3) 生活支援・就労支援  
 (4. 8) その他 ( )

<今後の自殺対策について>

【問25】あなたは、子ども・若者が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

- (47. 2) そう思う (33. 6) どちらかといえばそう思う  
 (4. 2) どちらかといえば思わない (2. 7) そうは思わない  
 (11. 0) わからない

【問26】あなたは、子ども・若者の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防につながると思いますか。あてはまるものを全てに○をつけてください。

- (53. 4) 心の悩みを伝えたい際の心理、身体状況についてよく知ること  
 (59. 1) ストレスへの対処方法  
 (67. 3) 周囲の人に助けを求めることは恥ずかしい、ことではないこと  
 (38. 2) 子どもの細かな変化に気づき、思いを受け止めること  
 (35. 3) 悩みに応じて、保健所など公的機関が相談窓口を設けていること  
 (45. 9) 自殺が誰にでも起こりうる問題であると認識すること  
 (5. 2) その他 ( )

【問27】今後求められるものとして、どのような子ども・若者向けの自殺対策が有効であると思いますか。あてはまるものを全てに○をつけてください。

- (70. 3) 悩みを抱え込まず同時に助けを求めることを学ぶ教育 (SOSの出し方教育)  
 (60. 2) 子どもが引きたらすぐに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施  
 (47. 1) 小中学校における、児童・生徒に対するゲームキーパー（自殺のサインに気づき、適切に反応を取る人）研修の実施  
 (27. 6) 小中学校における気配的な相談窓口の事前・事後（オンライン配信、ポスター掲示など）  
 (47. 1) ストレスとその対処法についての学び  
 (66. 4) いじめ防止対策の強化  
 (48. 6) 家族や友人関係などに関わる若者向けの相談窓口や電話支援、虐待対策  
 (19. 8) SNSでの広報・啓発  
 (44. 2) ネット上での誹謗中傷に関する対策  
 (66. 2) ネット上での誹謗中傷や、自殺の動画等を配信した者に対する取り締まり  
 (32. 1) ネット上で「死にかい」、などと検索した際に誹謗中傷の情報を表示する取組み  
 (3. 8) その他 ( )

【問28】今後求められるものとして、どのような自殺対策が有効であると思いますか。あてはまるものを全てに○をつけてください。

- (25. 1) 自殺の実態を明らかにする調査・分析  
 (47. 4) 様々な分野におけるゲームキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応をとれる人）の養成  
 (36. 9) 相談やコミュニケーションを通じた見守り・支え合い  
 (50. 9) 様々な世帯に対応した相談窓口の設置  
 (31. 2) 危険な場所への進入禁止、葉巻の購入規制等  
 (29. 5) 自殺未遂者の支援  
 (18. 6) 自殺対策に関わる民間団体の支援  
 (19. 3) 自殺予防に関する広報・啓発  
 (43. 0) 職場におけるメンタルヘルズ対策の推進  
 (40. 2) 子どもや若者の自殺予防  
 (43. 6) 一緒に自殺するのを誘ったり、自殺の手段を教えたりするネット上の書き込みや、自殺の動画等を配信した者に対する取り締まりや支援情報の案内などのネット上サポート  
 (19. 7) 自殺遺族等の支援  
 (35. 5) 必要な精神科医療体制の整備  
 (28. 0) 自殺報道の影響への対策（報道機関への注意喚起など）  
 (37. 6) 思春期の若者のこころの問題をより知り加るために、教育関係者が学ぶこと  
 (4. 6) その他 ( )

【問29】今後の自殺対策として、あなたが大切だと思うことはどのようなことですか。あてはまるものを全てに○をつけてください。

- (20. 8) 自殺防止に関する市民への啓発活動
- (51. 5) 相談体制の充実と、支援策や相談窓口情報のわかりやすい発信
- (45. 7) 子ども・若者の自殺対策のさらなる推進
- (26. 6) 女性に対する支援（コロナ禍における女性支援や妊娠や出産されている方への支援等）
- (44. 2) 勤務問題（過労死防止やメンタルヘルズ等）による自殺対策のさらなる推進
- (47. 2) 高齢者の孤立を防ぐ対策
- (24. 6) 自殺者とその親族（自死遺族）等への配慮と支援
- (26. 5) 自殺未遂者への支援
- (38. 1) 自殺電話相談（「いのちの電話」など）の充実
- (46. 5) より精神科医療を受けやすくする体制の強化
- (30. 9) インターネット利用への対応
- ※「自殺」と検索すると相談窓口を表示する『検索連動広告』など
- (20. 4) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援
- (36. 2) 関連産業（生活困窮者や子どもへの支援、孤独・孤立支援など）との連携強化
- (3. 9) その他（ ）
- (2. 5) 特にない（上記1～14との複数選択は不可）

ご協力いたださまして、ありがとうございます。

～「こころの体温計」～こころの健康を手エック～  
簡単な質問に答えるだけで、ストレス度や落ち込み度などのこころの状態を手エックできるシステムです。  
パソコン・スマホ・携帯電話からアクセスできます。

枚方市

こころの体温計

検索





**【注意事項】**

- ・「こころの体温計」は「山形県」のみで利用可能です。
- ・医師の診断を受けるものではありません。
- ・利用には無料です。ただし通信費は自己負担となります。個人情報は保存しません。

## ひらかた いのちのホットライン

ひらかた いのちのホットライン



眠れない、もう頑張れない、生きることがつらい...  
 いろいろ悩みや、誰にも言えない気持ちを安心して話せる場です。あなたの気持ちを話してみませんか？

名前を名乗る必要はありません。秘密は厳守します。  
**TEL 072-861-1234**  
 月・水・金曜日 午後1時～午後8時

### こころの健康相談統一ダイヤル

「つらい・・・」「どうしたらいいのかわからない・・・」そんな気持ちのときには、一人で抱え込まずにぜひお電話ください。

<b>電話番号</b>	<b>0570-064-556 おこなおう まもろうよ こころ(ナビダイヤル)</b>
-------------	---

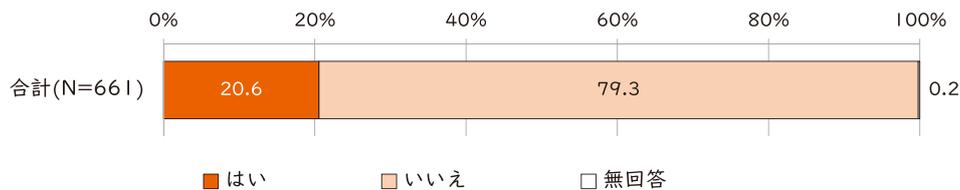
※一部のIP電話等からは接続できません。  
※お住まいの地域や発信される場所によっては、他府県につながる場合があります。  
その場合は、『こころの電話相談(06-6607-8814)』をご利用ください。  
※月曜日から金曜日 午前9時30分から午後5時まで  
※土・日・祝日、年末年始は除く

## ○教育委員会アンケート調査票及び調査結果

### 【自殺対策に関するアンケート】

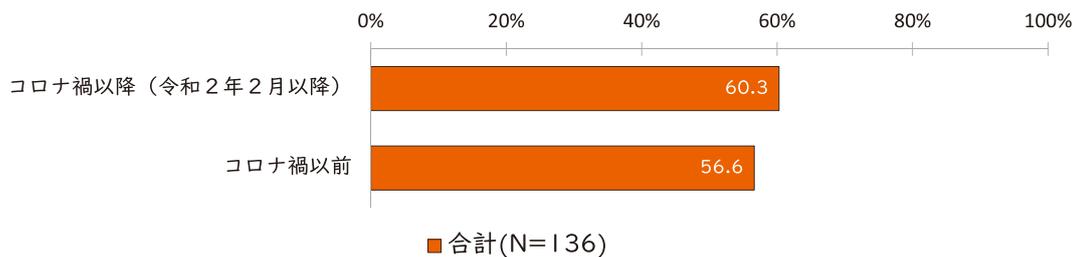
1. 対象・実施期間等 ※回答方法や勤務形態を考慮し、実施期間をそれぞれ設定
  - ①枚方市立小中学校教員：9/12（火）～ 9/29（金）… WEB 回答
  - ②枚方市立小中学校に配置されている心の教室相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー：9/12（火）～ 10/27（金）…調査票による回答
2. 総回答者数：661人
3. 結果：問1～問4（下記のとおり）

問1 在籍している児童・生徒自身の自死に関する相談や対応を行ったことはありますか。



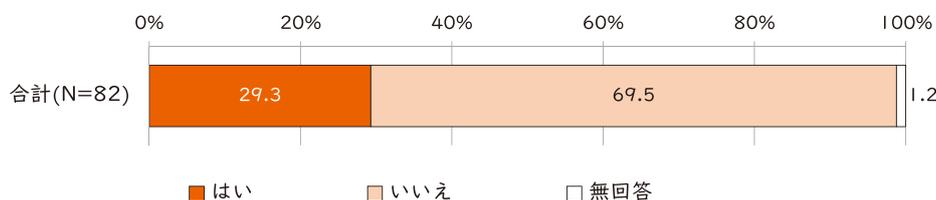
問1：2割が在籍児童・生徒自身の自死に関する相談や対応を行っていました。

問2 児童・生徒自身の自死に関する相談や対応を行ったのはいつですか。  
（問1で「1.はい」と回答した人のみ回答：複数回答可）



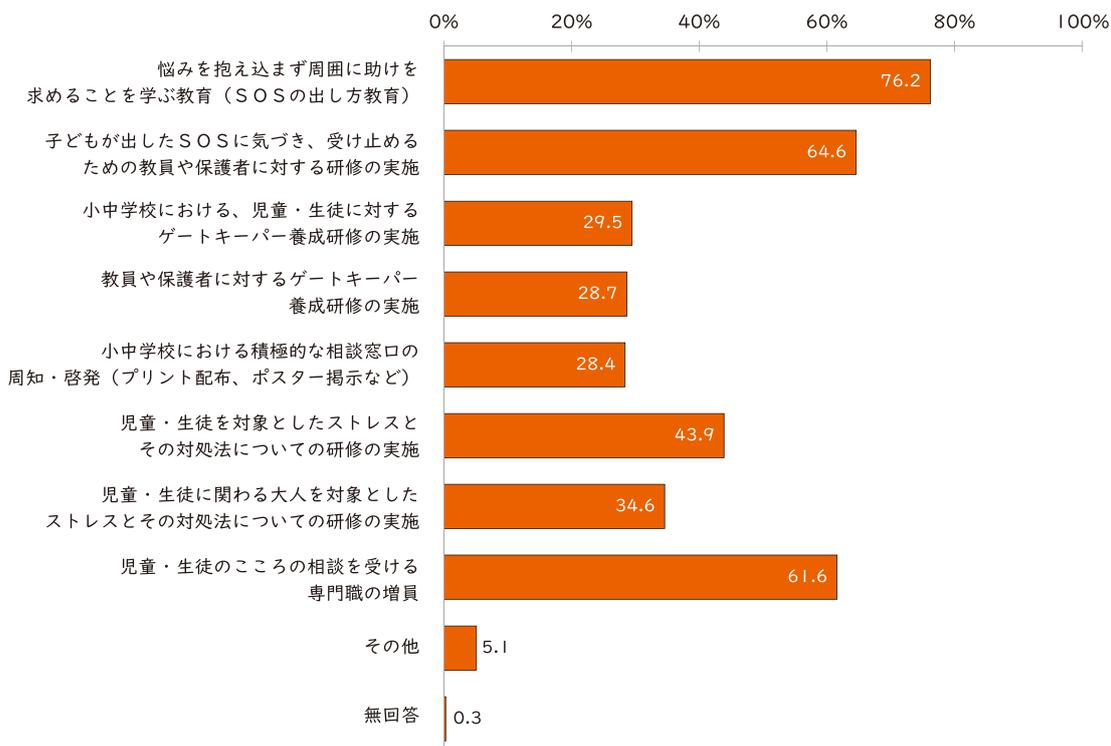
問2：問1において「相談や対応を行ったことがある」と答えた人に、対応時期について尋ねたところ、コロナ禍前後で大きな変化は見られませんでした。

問3 コロナ禍以前と比較して、自死に関する相談や対応について変化を感じていますか。  
(問2で「1.コロナ禍以降」と回答した人のみ回答)



問3：問2において「コロナ禍以降に相談や対応を行ったことがある」と答えた人に、自死に関する相談や対応の変化について尋ねたところ、3割近くの人が「変化を感じている」と回答しました。

問4 児童・生徒が自死に至らないため、どのような研修や対策が必要と考えますか。  
(複数回答可)



問4：児童・生徒が自死に至らないために必要と考える研修や対策としては、回答が多い順に「悩みを抱え込まずに周囲に助けを求めることを学ぶ教育 (SOSの出し方教育)」、「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」、「児童・生徒のこころの相談を受ける専門職の増員」となりました。

## ○自殺対策基本法

### ○自殺対策基本法

(平成十八年 法律第八十五号)

#### 目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二條)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

#### 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医と

の適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年三月三〇日法律第一一号）抄  
（施行期日）

一 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

# ○自殺総合対策大綱（概要版）

## 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定  
 第3次：平成29年7月25日閣議決定  
 第2次：平成24年8月28日閣議決定  
 第1次：平成19年6月8日閣議決定

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
 （平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

## 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

#### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

#### 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
  - ・命の大切さ・等差、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

#### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
  - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
  - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

#### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
  - ・ゲートキーパーの養成
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

#### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

#### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に見出し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

#### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

## 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

### 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

### 9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

### 10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

### 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
  - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
  - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

### 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
  - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
  - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

### 13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

## ○枚方市自殺対策計画審議会 委員名簿

委員名	所属	分野	選出区分	備考
のだ てつろう 野田 哲朗	兵庫教育大学大学院 教授	精神保健	学識経験を有する者	会長
こくぼ てつろう 小久保 哲郎	大阪弁護士会	法律	学識経験を有する者	副会長
たしろ かおり 田代 香織	枚方市医師会 理事	医療	医療又は福祉に関する 専門的知識を有する者	
ただ まさと 多田 正知	枚方市病院協会 会長			
うえば としあき 上羽 敏明	枚方市薬剤師会 会長			
ちはら まさとし 千原 正敏	枚方市立小学校長会	教育	教育に関する専門的知識 を有する者	
ふるかわ あつし 古川 敦史	枚方市立中学校長会			
のぼり さとこ 登 聡子	枚方市内高等学校等連絡会			
たかだ けんいち 高田 研一	北大阪商工会議所 管理部次長兼労務課課長	労働	労働に関する専門的知識 を有する者	
なかじま ともえ 中島 知栄	枚方公共職業安定所 次長			
いづくら まきこ 出倉 眞紀子	枚方市民生委員児童委員 協議会 副会長	福祉	医療又は福祉に関する 専門的知識を有する者	
ふるみつ そのみ 古満 園美	枚方市社会福祉協議会 常務理事			
たけうち ゆきこ 竹内 由紀子	枚方地区人権擁護委員会	人権	人権の擁護に関する専門 的知識を有する者	

## ○ 「枚方市いのち支える行動計画」(自殺対策計画) 策定経過

年月	枚方市自殺対策計画審議会	枚方市健康推進本部	その他
R4 6		◆専門部会(6/2) ◆本部会議(6/6)	
7	◆令和4年度 第1回 枚方市自殺対策計画審議会(7/13) (「自殺対策に関する意識調査」について審議)		
8	◆令和4年度 第2回 枚方市自殺対策計画審議会(8/2) (「自殺対策に関する意識調査」について審議)		
9~ 10			・枚方市「いのち支える行動計画に関する意識調査」実施(9/20~10/31)
R5 6	◆令和5年度 第1回 枚方市自殺対策計画審議会(6/28) (「枚方市自殺対策計画」骨子案等について審議)	◆専門部会(6/8)	
8	◆令和5年度 第2回 枚方市自殺対策計画審議会(8/30) (「枚方市自殺対策計画」骨子案等について審議)	◆専門部会(8/8)	
10		◆専門部会(10/12) ◆本部会議(10/25)	
11	◆令和5年度 第3回 枚方市自殺対策計画審議会(11/8) (「枚方市自殺対策計画」素案について審議)		
12	市民意見聴取【実施期間：12/7~12/26】		
R6 1	◆令和5年度 第4回 枚方市自殺対策計画審議会(1/17) (「枚方市自殺対策計画」案について答申)	◆専門部会(1/11)	
2		◆本部会議(2/2)	
3	第2期「枚方市いのち支える行動計画」(自殺対策計画)の策定		

第2期  
枚方市いのち支える行動計画  
(自殺対策計画)

令和6年3月

発行 枚方市保健所 保健医療課  
電話 072-807-7623 (直通)  
FAX 072-845-0685  
E-Mail [hoyosei@city.hirakata.osaka.jp](mailto:hoyosei@city.hirakata.osaka.jp)



